

研修会・講習会のご案内

- ① 住宅リフォームエキスパート増改築相談員(新規・更新)研修会
 増改築相談員は、住宅リフォーム(増改築・模様替え・修繕等)を実施しようとする消費者が安心して相談できる体制を整備するため、さらに住宅のリフォームの普及を促進し、居住水準の向上に資することを目的に設けられています。ぜひ、この機会に相談員の資格を取得し活用を図っていただきたいと思ひます。
 この研修会を受講し審査に合格した人に対しては、増改築相談員登録証、増改築相談員登録カードが交付され、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録されます。
- 日時 令和5年12月17日(日)
 (新規の方) 午前9時00分受付 午前9時15分～午後6時
 (更新・再登録の方) 午後1時45分受付 午後2時15分～午後6時
 - 会場 時津町北部コミュニティセンター 西彼杵郡時津町日並郷1317-1
 電話095-881-7312
 - 申し込み
 「受講申込書兼登録申請書」に必要事項を記入して、受講料と写真を添えて支部に提出して下さい。
 ○受講料(新規)30,000円(更新・再登録)19,000円(テキスト代・登録料込)
 ○顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
 ※申込手続き完了後は、申込みの取消し及び受講料の返金は不可
 - 申し込み受付: 令和5年11月1日(水)～11月21日(火)
 - 受講資格・対象者
 (新規) 住宅の新築またはリフォーム実務経験5年以上
 (更新) 前回受講し、登録有効期限が令和6年3月31日の方
 (再登録) 有効期限が満了している人が2年以内に更新研修を受講する方
 有効期限が令和5年3月31日、令和4年3月31日の方
- ▶▶▶ 前回(平成30年11月)に建設長崎で受講された方には、更新研修会の案内を送付します。

② 規矩術講習会
 木造軸組工法を学ぶ機会が少ない若年技能者を対象に「規矩術講習会」を開催します。

地区	日程	会場	受講料
長崎	令和5年12月2日(土)～3日(日) 午前9時00分～午後4時00分 (受付開始: 午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	2,000円

【対象者】 青年層組員(39歳以下)
 【受付方法】 受講料を持参の上、各支部窓口にて受付
 【申込期限】 令和5年11月22日(水)(定員になり次第締め切り)
 【内容】 規矩術(基礎講座)
 ※持参するもの さしがね、筆記用具、大工道具
 ※出来るだけ2日間参加の事

西彼支部 長与住宅デー 包丁研ぎ初級講座開講!



長与連合分会では、九月十日(日)にJ長崎せいひ長与支店で、毎年恒例行事である住宅デーを開催しました。毎年決まった顔ぶれで開催することが多い住宅デーですが、今回は初めて参加する方もちらほら。包丁を研いだことのない若手の仲間がいたこともあって、ベテラン組員さんの厳しくも愛のある包丁研ぎ講座が急遽開講。書記局も交えて包丁砥ぎのいろはを教えていただきました。審査員の厳しいチェックにも無事合格し、包丁達は持ち主の元へ。その数合計一四二本。中にはハサミなど難しい代物も含まれていましたが、そこはベテランの皆様が担当しましたのでご心配なく。ご参加いただいた皆様、準備から打ち上げまで本当にお疲れ様でした。

- 参加者
- | | |
|--------|-------|
| 岩崎 喜三郎 | 本村 繁人 |
| 中尾 豊 | 林 文則 |
| 井手 保 | 山口 政好 |
| 尾崎 光生 | 松川 博幸 |
| 脇川 雅隆 | 山崎 明義 |
| 溝上 智志 | 古藤 大地 |
| 川口 克己 | 岩永 龜雄 |
| 毎熊 明夫 | 川久保博幸 |
| 宮城 忍 | 松川由美子 |
| 有川 裕太 | 尾崎 秀子 |
| 溝上 雄斗 | 佐藤委員長 |
| 石川 明文 | 若杉書記長 |
| 岡 猛 | |

西彼支部 時津住宅デー 一年の月日に思いを馳せ

時津連合分会では、九月三日(日)に支部事務所、恒例の住宅デーを開催しました。九月に入っても太陽は容赦なく照り付け、我々の身を焦がさんばかりの勢いで非常に参りましたが、朝の準備からテキパキとブルーシートで日陰をこさへ、早速包丁砥ぎに取り掛かりました。昨年も来られていたと思しき方のお顔を拝見するなど、一年の月日に思いを馳せ

- 参加者
- | | |
|--------|-------|
| 岩崎 喜三郎 | 山口 俊一 |
| 中尾 豊 | 宮城 忍 |
| 井手 保 | 川久保博幸 |
| 尾崎 光生 | 森 康之 |
| 脇川 雅隆 | 林田 浩治 |
| 脇川 健二郎 | 山崎 一郎 |
| 高木 八郎 | 濱本 久枝 |
| 濱本 勝之 | 砂川 真理 |
| 川林 満 | 森 佳美 |
| 田口 繁美 | 佐藤委員長 |

中央大浦支部 日見分会住宅デー 蘇る包丁、まな板達



九月十日(日)、中央大浦支部日見分会では二年ぶりと成る分会住宅デーを開催。網場漁協での開催は実に令和元年以来となるので、来場者があるか心配でしたが、受け付け開始前から地域の方が待つておられて、準備が済むと早速受付を開始。サビだらけの包丁や使い込まれた包丁が持ち込まれ、組合員さんの手によって、きれいに研ぎあげられています。その横ではまな板削りも受付けており、キズだらけのまな板が表面を削られ、まるで新品のように蘇ります。

九月に入ってもまだまだ暑さが厳しい中での作業となりましたが、熱中症にも注意し無事に終了することが出来ました。ご参加いただいた組合員、主婦の皆様大変お疲れ様でした。



- 参加者
- | | |
|--------|-------|
| 岩崎 喜三郎 | 山口 俊一 |
| 中尾 豊 | 宮城 忍 |
| 井手 保 | 川久保博幸 |
| 尾崎 光生 | 森 康之 |
| 脇川 雅隆 | 林田 浩治 |
| 脇川 健二郎 | 山崎 一郎 |
| 高木 八郎 | 濱本 久枝 |
| 濱本 勝之 | 砂川 真理 |
| 川林 満 | 森 佳美 |
| 田口 繁美 | 佐藤委員長 |

東保世支部 佐世保東支部旅行 くわっぜよかとこ鹿兒島

佐世保東支部では、四年振り(ス二台)の出発です。ガイドさんの挨拶と同時に飲み物を開ける音が聞こえてきました。道中はお酒を飲んでいくからか、予定より多くのサービスエリアで休憩を挟み、昼食会場の鹿兒島港から二十分程フェリーに乗り心地よい海風を感じながら、桜島へ渡りました。桜島物産館で昼食をとり、有村溶岩展望所を最後に観光し、帰路へ。帰りの車中では、酒盛り組と就寝組に分かれ、各々の旅行を楽しみながら支部へ到着しました。

最近朝晩と少し涼しくなりつつある中で迎えた旅行当日、出発時間の十分前までには全員の点呼が取れ、茅原支部長の挨拶を合図にバスに乗車。今回は組合員・ご家族の四十二名、バスに乗り込んで、知覧特攻平和会館で当時の衣服や手紙等で平和について学びました。



ホテルには十七時頃に到着。十八時三十分から宴会が始まりました。地元のお酒、野菜、魚や肉を味わいながら談笑され、カラオケで盛り上がり予定の二時間はあっという間に過ぎ、一日目を終えました。

足場の組立等作業主任者講習会

長崎労働局の登録講習機関である専門学院では、九月三十日(土)と十月一日(日)に、組合本部二階教室を会場に「足場の組立等作業主任者講習会」を開催。組合新開やホームページ、各支部の要請で募集を行い十一人が受講しました。講習会については、業務規程で定められている十四時間の講習科目を二日間に分け、朝九時から夕方五時までとされています。



- 参加者
- | | |
|-------|-------|
| 大町 誠 | 田森 勝 |
| 西村 忠光 | 林 次夫 |
| 石橋 廣喜 | 馬渡 鉄洋 |
| 内野 幸雄 | 福田 修 |
| 古里 一紀 | 大町さみ子 |
| 坂口 忠義 | 田森スミ子 |
| 樋口須磨子 | 佐藤委員長 |
| 石橋 秋代 | 若杉書記長 |
| 吉田 一 | |

今回は、足場の墜落防止措置に定める労働安全衛生規則が、令和五年十月一日より改正となることから、その強化される点の説明も加えながらの講習会となりました。二日目の最後には、終了審査が実施され受講者全員が見事に合格し、足場作業主任者の資格を取得されました。

国保だより

秋の行楽シーズン

車でお出かけの際に交通事故に

遭った場合は届出をしてくださ

交通事故など、第三者に よって受けた傷病の場合、 その治療については第三者 が負担するべきものであり、 保険証を使用して治療する ことができないことになっ ています。

▼届出書類

○第三者行為による傷病届
○事故発生状況報告書
○同意書
○交通事故証明書

▼注意

○自損事故や自分の過失割 合に関わらず、届出を 受けることができます。

○加害者から既に治療費を 受け取っている場合に は、国民健康保険は使 用できません。

○無免許運転や飲酒運転な ど不法行為が原因の場 合は、保険証は使用で きません。

○相手と示談する前に、ご 相談ください。（届出前 に示談を行うと加害者 に医療費が請求できな くなる場合があります）

○工作中（通勤途中を含 む）の傷病の場合は、 労災保険が優先されま すので、国民健康保険 は使用できません。

届出により保険証を使っ

て治療を受けた治療費につ

いては、一旦、長建国保が

七割（または八割）を医療

機関に支払いますが、それ

は加害者に代わり立て替え

て支払うというだけで、後

日加害者へ請求し、長建国

保へ支払っていただくこと

になります。

尚、届出や連絡がない場

合、国民健康保険法の保険

給付制限規定により、医療

費の全額、または一部につ

いて返還していただくこと



脳の病気を予防しましょう！ 脳ドックで 早めの対策を！

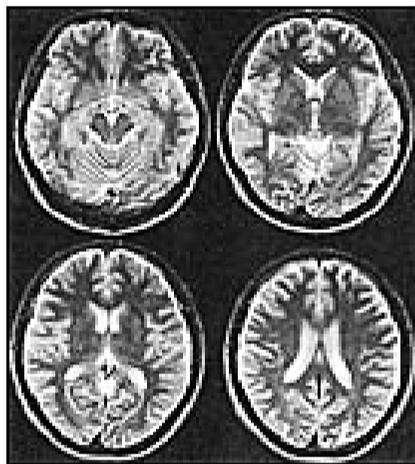


脳ドックMRIとMRAの違いについて

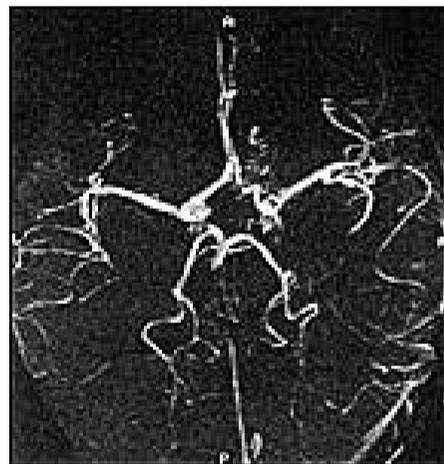
MRIとMRAは検査装置・方法は同じですが、撮影した画像の処理方法が 違い、描き出すものが異なります。

MRIが、脳の断面を詳細に写し出し、脳梗塞や動脈瘤、脳腫瘍等を検出す るのに対し、MRAは血管の状況を詳しく見るために用いられ、脳動脈瘤や 脳動脈閉鎖等を検出します。

MRI画像



MRA画像



医療機関によって金額が異なりますので、受診をご希望される医療機関へ事 前にお問合せ下さい。

佐世保中央病院で人間ドックを受診される方は、追加で脳ドックのお申込が 可能です（自己負担あり）お申込される際に組合窓口でお伝え下さい。

令和5年4月1日より脳ドック補助事業を実施しています。

1. 補助対象者

毎年4月1日現在で40歳以上の方

4月2日～翌年の3月31日までの期間に40歳に達した方につきましては、次 年度以降の対象となります。

2. 対象検査

医療機関において実施するMRI・MRA検査（自費診療）が対象となります。

3. 検査費用

検査費用が15,000円以上である場合に限り、1回につき最大20,000円が補助 となります。

また、補助につきましては、2年に1回限りとなります。

（例）令和5年5月受診の場合⇒令和7年4月より再度補助対象となります

4. 補助対象人員

補助対象人員を60名とし、人員に到達次第、終了となります。

今後の補助状況等を踏まえ、所要の見直し等を行います。

5. 実施期間

令和5年4月1日受診分より

6. 申請方法

各所属事務所の窓口で脳ドック補助金申請書用紙がございますので、領収書（原本）・印鑑・ご指定の金融機関の通帳をご持参の上、お手続きをお願いいた します。

領収書（原本）は、受診者名、日付、医療機関名、金額、但し書きに明記さ れているものに限り（レシート不可）

7. 支払方法

申請書受付月の翌月15日（土日祝日の場合は次の平日）にご指定の金融機関 に送金する予定です。尚、支給決定（振込）通知は行いませんので、各自預 金通帳にてご確認下さい。

8. 申請期限

補助申請の期限は、領収書発行日（受診日）より1年とします。

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける皆様へ

対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、 脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

健康保険が使える場合

○医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、 打撲及び捻挫等、（いわゆる肉ばな れを含む。）と診断又は判断され、 施術を受けたとき。（骨折及び脱臼 については、応急手当をする場合 を除き、あらかじめ医師の同意を 得ることが必要です。）

○骨・筋肉・関節のケガや痛みで、 その負傷原因がはっきりしている とき。

○日常生活やスポーツ中に転んで膝 を打ったり、足首を捻ったりして急 に痛みが出たときなど。

【主な負傷例】

○脳疾患後遺症などの慢性病や 症状の改善のみられない長期 の施術。

○保険医療機関（病院や診療所 など）で同じ負傷等の治療中 のもの。

○労災保険が適用となる仕事で や通勤途上での負傷。

治療を受けるときの注意点

○負傷原因が労働災害に該当する場合は、通勤途上におきた負傷は健康保険等は 使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は組合へ連絡 して下さい。

○療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者（組合）へ請求し、 支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱 いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わっ て残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。 このため、多くの整骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じよ うに自己負担金のみ支払うことにより、施術を受けることができます。

○「受領委任」の施術を受けたときには、柔道整復師療養費支給申請書の受取代 理人欄（住所、氏名、委任年月日）に患者の署名が必要となります。受取代理 人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し署名して下さい。よく確 認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながる恐れがありま すので注意して下さい。

○施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受け ましょう。

○施術を受けた際、窓口支払いの領収証が発行されます。医療費控除を受ける際に 必要になりますので、大切に保管しましょう。

※治療内容についてお尋ねすることがあります。

○柔道整復師の施術に要した費用（療養費）は、被保険者皆様の保険料から支払わ れます。皆様健康保険の適用範囲を正しく理解し適切に受診することが医療費の 適正化にもつながります。

また、適切に請求等が行われているか、請求内容等に誤りがないか確認するため、 施術を受けた方に照会させていただく場合があります。施術を受けた時は、負傷部 位、施術内容、施術日等の記録・領収証など保管いただき照会の際にはご協力をお 願いします。